

令和元年度土木関係設計単価改定（令和2年3月1日適用）に伴う  
公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について（概要）

## 1 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第2項に定める工事の受注者は、「建設工事請負契約約款」（昭和39年8月7日山形県告示第707号）第57条の規定に基づき請負代金額の変更協議を請求できる。

## 2 具体的な取扱い

- (1) 令和2年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に変更を行う。

※ 変更後の請負代金額 =  $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$  : 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

$k$  : 当初契約の落札率

- (2) 令和2年2月29日以前に契約を締結した工事の内、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、建設工事請負契約約款第26条6項の規定を準用した変更を行う。